

民事訴訟における「推定」について

中 村 雅 磨

一 序

二 事実上の推定と法律上の推定

三 事実推定則

四 結 び

一 序

訴訟において、ある事実から他の事実を推認することを推定 (Vermutung, presumption) といひ、一般に、次のように分類して考察される。

日独法においては、まず、「事実上の推定」 (tatsächliche Vermutung) と「法律上の推定」 (gesetzliche Vermutung) とに分類され、後者は、さらに、「法律上の事実推定」 (gesetzliche Tatsachenvermutung) と「法律上の権利推定」 (gesetzliche Rechtsvermutung) とにわけて考察されるのが一般であるが、「事実上の推定」の範疇は、「蓋然証拠」ないしは「見込証拠」または「一応有利な証拠」 (Wahrscheinlichkeitsbeweis; Beweis des ersten Anscheins, Anscheinsbeweis; prima facie-Beweis) の観点から考察されることも多い^(一)。

他方、英米法における推定も、「事実上の推定」 (presumption of fact, praesumptiones hominis) と「法律上の推定」

(presumption of law)と区別されるところは口独法と同様であるが、後者は、むしろ、「終結的な反証を許さない法律上の推定」(conclusive and irrebuttable presumption of law, praesumptiones juris et de jure)と「非終結的な反証を許す法律上の推定」(inconclusive and rebuttable presumption of law, praesumptiones juris)と区別される。「事実上の推定」は常に反証が許される。また、一部法律上、一部事実上の推定は混合推定(mixed presumption)と呼ばれ、これは両者の性格を併有する。

「終結的な反証を許さなく法律上の推定」は、ドイツのいわゆる「覆すことのできなう推定」(unwiderlegbare Vermutung)にあたり、真の意味の推定ではなく、「擬制」(Fiktion)に該当する。

「推定」に関しては、外にも種々の問題があるが、本稿では、主として、自由心証の一態様としての「事実上の推定」と「法律上の推定」との関係および英米法のいわゆる「事実推定則」(res ipsa loquitur)を中心に述べることにする。

- (1) Lent-Jauremig, Zivilprozessrecht, 14. Aufl., 1969, S. 155f.; Rosenberg, Zivilprozessrecht, 9. Aufl., S. 566ff.; Schönke-Kuchinke, Zivilprozessrecht, 9. Aufl., S. 255ff.
- (2) John B. Saunders, Words and Phrases Legally Defined, second edition, 1969, volume 4, pp. 172-173; Phipson On Evidence, 11th edition 1970, p.913; Cross On Evidence, 3rd edition, 1967, p.104;Hon. Eugene R. Canudo, Evidence Laws of New York, 1969, p.13; Burr W. Jones, The Law of Evidence, 5th edition, 1958, volume I, Chap II, §10.

二 事実上の推定と法律上の推定

裁判における事実認定には、直接証拠による直接事実(主要事実、要件事実)の証明たる直接証明によってなされる場合と間接証拠により間接事実を証明し、これより直接事実を推認する間接証明によってなされる場合とがある。後者がい

いわゆる「事実上の推定」である。「事実上の推定」は経験法則に基づく推定判断であり、自由心証の一態様である。その判断過程においては、まず、間接証拠から推定の基礎となる前提事実（間接事実または間接事実群）が認定され、引き続き、事実上の推定法則（経験法則）を利用して推定事実（主要事実）が認定される。これが裁判官に確信されたとき判決を形成する。

現実の訴訟においては、単一の間接事実により推定事実が認定される場合はむしろ少なく、複数の間接事実の相互補強により主要事実（推定事実）が認定される場合が通常であるといわれる。したがって、裁判官は、事実上の推定判断をするにあたっては、間接事実の証明力を十分吟味することが必要となる。また、主要事実を証明する直接証拠がすでに提出されている場合でも、直ちにこれを信用することなく、これを補強もしくは減殺する補助事実の利用が期待されている。同じく間接事実であっても、直接証拠の補強事実（証拠）としての間接事実と直接証拠の減殺事実（証拠）としての間接事実とは、特に補助事実と呼ばれ、前提事実たる間接事実と区別されている。

ところで、「事実上の推定」と「法律上の推定」とにはどのような差異があるであろうか。一般に説かれるところによれば、立証責任との関連で質的な差異が認められる。両者とも事物の蓋然性とその基礎をおくが、「法律上の推定」は、さらに、当事者の地位の公平、正義、事案の迅速な解決等の観点から、法に明規されると説かれる。「事実上の推定」は裁判官の自由心証の領域内の問題であり、事実上の推定則が経験法則の一種であるとされるとされる。客観的立証責任とは無縁なものとなっている。したがって、主観的立証責任もしくは証拠提出責任または立証の現実の必要に変動が生ずることはともかく、客観的立証責任の転換はない。また、「事実上の推定」に対抗する手段としては、裁判官を真偽不明の状態に追いつむ反証（Gegenbeweis）で足りるとされる。

一方、「法律上の推定」の場合、前提事実が証明されれば、推定事実たる要件事実（主要事実）の証明を要しないで、本来的法条（基本的法条）が適用される。その立法趣旨は、正義、公平、迅速の観点から、証明主題（Beweisthema）の変

更による証明の簡易化ないしは証明の困難の緩和である。これに対抗するには、前提事実については、反証をあげることによって推定規定の適用を免れるが、基本的法条の適用を免れるには、その法条の要件事実と反対の事実を積極的に証明し (Beweis des Gegenteils) 、それにつき裁判官に確信をいだかせる本証 (Hauptbeweis) によらなければならない。したがって、推定の覆滅 (Widerlegung) にあたっては立証責任が転換される。

しかし、「法律上の推定」に対する対抗手段 (反対事実の証明 || 推定の覆滅) と「事実上の推定」に対する反証活動 (間接反証) は異なった作用をもつが、実際上は紙一重で、法律上の推定の覆滅が事実上の推定を動揺させる場合よりもむしろかしいという考え方は修正されなければならないと指摘されている。⁽³⁾

英米法においても、推定 (presumption) は、「事実上の推定」と「法律上の推定」にわけられ、後者が、さらに、「最終的な反証を許さない推定」と「非最終的な反証を許す推定」とにわけられることについては、前述した通りである。しかしながら、証拠法が非常に陥りやすい用語の不正確さといくらか不適当な資料に厳格な科学的区別をつけようとする著者たちの傾向の故に、同一の推定が異なった数個の範疇に同時に帰属させられるという非科学的な結果さえ生じている。⁽⁴⁾

英米法における推定には、刑事手続に特有の推定と民・刑事手続に共通ではあるが、民事訴訟におけるよりも刑事訴訟においてより多く適用される推定とがあり、十歳未満の子供 (Children and Young Persons Act 1933, S. 50, as amended by Children and Young Persons Act 1963, S.16) は法律上の罪を犯すことができない (責任無能力) とか、すべての人は法を知っている (法の不知は罪の免罪符とならない) といったような最終的推定は、刑事手続に多いようである。しかも、これは各種の実体法に属し、証拠法には属さない原則であるとされるが、⁽⁷⁾ 厳密には「推定」の範疇に属さず、「擬制」に該ることについては前述した通りである。しかし、現代の裁判所は、個々の事件をできるだけその蓋然性に基づいて、個別的に解決しようとする傾向があるので、古くから絶対的で論議の余地がないと考えられていた多くの法律上の推定は、「反証を許す法律上の推定」の範疇が事実の単なる推定もしくは推理の範疇へ追いやられてきた。⁽⁸⁾

「反証を許す法律上の推定」は、文字通り条件付で (conditional) 非最終的で (inconclusive) 争い得る (disputable) 推定であり、「一応有利にする」効果をもつ (effects prima facie)。したがって、この推定が働けば、いわゆる「一応有利な事件」(prima facie case) が確保でき、もし反証があげられなければ、その推定を確実にする側に有利な陪審の評決を導くことができる⁽⁹⁾。

これに関連して、いわゆる「一応有利な証拠」(prima facie evidence) が問題になるのであるが、証拠の証明力の程度に差があるため、用語上の困難を引き起している。因果関係の結びつきが疎から次第に密になるにつれて、「不十分な証拠」(insufficient evidence) 第一の意味における「一応有利な証拠」(prima facie evidence ; first sense) および第二の意味における「一応有利な証拠」(prima facie evidence ; second sense) が問題となる⁽¹¹⁾。

もっとも低い程度の証明力 (cogency : Power of Proving. A.C.D.) は、ある争点をささえるための一方当事者の証拠が非常に弱いために、裁判官が、その争点が彼に有利になるように正当に評価できないところに存する。その例は、Hawkins v. Powells Tillery Steam Coal Co. 事件 [1911] によって提供されている。そこにおいて、控訴院 (Court of Appeal) は、狭心症の致命的な突然の発作は、その労働者の職業に起因しているとする州裁判所 (County Court) の裁判官の認定を取消した。その労働者は発作が起る直前まで運搬車 (truck) を押していた。しかし、その死亡は、死者の胃の病状もしくは風の強い天候の中での散歩といったような、さまざまな原因によって引き起される遅発性の作用の一つであった。この事件で、原告は推測の域を脱し得なかつた。また、このような情況においては、ある争点を支える証拠は、「不十分である」(insufficient) というのが最も正しい⁽¹²⁾。したがって、この段階では、また、「一応有利な証拠」(prima facie evidence) とならない。

次の程度の証明力は、ある争点をささえる当事者の一方の証拠が、裁判官にその争点をその当事者に有利になるように判定せしめるほどに十分な重みがあると存する。しかしながら、裁判官は、常識上、このような判定を強制されるわけではない。その一例が、Smithwick v. The National Coal Board 事件 [1950] で認められている。そこにおいて、控

訴院は、労働者の腕が機械に奪われ、命にかかわる結果に至ったという証明に基いて、その労働者の死は、被告が危険な機械に安全装置をつけることを怠たり、制定法上の義務を履行しなかつたことよってひき起されたものであるとの公判裁判官 (trial judge) の認定を確認した。この災害は、死亡者の側の制定法上の規則違反のためだったかも知れないが、その死と安全装置のない機械との間の因果関係は、前の例における狭心症と運搬車押しとの間の因果関係よりも密接である。したがって、ここでは、証拠が事件を推測の領域から「許された推理」(permissible inference)へと導いている。

これがいわゆる prima facie evidence : first sense である。なお、「許された推理」と単なる憶測ないしは推測との差異は、次のように説明されている。すなわち、確実に行うことが要求されている他の事実が推理できる客観的事実が存在しなければ、推理はあり得ない。幾つかの事件においては、そのような他の事実がまるで現実にみられていたかのような実際的な確実性を以て推理される。他の事件においては、推理は合理的な蓋然性以上のところまでは進まない。しかし、もし推理の根拠となる明確に証明された事実がなければ、推理の方法はなくなり、残されたものは単なる憶測ないし推測に過ぎない⁽¹³⁾。つまり、「基礎事実」(Basic fact) から「推定事実」(Presumed fact) を合理的に推理するには、少なくとも基礎事実は明確に証明されていなければならないことであろう。

次に、第二の意味における「一応有利な証拠」(prima facie evidence : second sense) すなわち「推定的証拠」(presumptive evidence) であるが、これは、第一の意味における「一応有利な証拠」より証明力が強い。この程度の証明力は、ある争点をささえる一方の当事者の証拠が非常に有力なため、他に証拠がなくても、裁判官がその争点をその当事者に有利に判断せざるを得ないところに存する。その例としては、次のようなものがある。船が港を離れた直後に没水沈没し、その事件で他に証拠が現れない場合、裁判官は、陪審員に対し、その船が発時に既に航海に耐えられなかつたと推理するよう指示すべきである。もし陪審員が反対の認定をするならば、「それは法律上の何らかの原則に反する認定ではないかも知れないが、事実からの合理的な推測には余りにも反する認定なので、証拠にもとる評決に等しい」と批判される。この程

度の証明力をもつ証拠は「推定的」(“presumptive”)証拠と呼ぶのが便利であるが、通常「一応の」(“prima facie”)証拠といわれる。⁽¹⁴⁾

ところで、立証責任との関係はどうであろうか。通常の意味における「一応の証拠」(一応有利な証拠)は、ある争点の一応の証明 (prima facie proof) を意味するのが常である。そして、証明の負担はその一応の証拠を提出する当事者の側にある。他方の側からそれ以上の証拠の提出がなければ、一応の証明は終結的証明 (conclusive proof) となり、それを提出する当事者は立証の負担を免れる⁽¹⁵⁾。結局のところ、「一応の証拠」(一応有利な証拠) ないしは「一応の証明」(一応有利な証明) も、立証責任 (ドイツ法におけるいわゆる客観的立証責任) の転換をもたらさないということになろう。

しかし、右にあげた Cross の三つの証拠例 (証明例) のうち、「不十分な証拠」(insufficient evidence) は「事実上の推定」(presumption of fact) にも至らない場合であり、第二の意味における「一応有利な証拠」(prima facie evidence : second sense) は、証明力が強く「反証を許す法律上の推定」(rebuttable presumption of law) に近いようであるが、叙述の趣旨から、第一の意味における「一応有利な証拠」(prima facie evidence : first sense) とともに、やはり「事実上の推定」の範疇に属するようと思われる。もしそうだとしたら、「事実上の推定」に対抗するには、真偽不明の状態に陥れる反証 (Gegenbeweis) で足り、反対事実の証明 (Beweis des Gegenteils) たる本証 (Hauptbeweis) を必要としない⁽¹⁶⁾。つまり立証責任の転換はないとするドイツ法の立場と共通することになる。

しかしながら、既述のように、「反証を許す法律上の推定」も、「一応有利な事件」を確保する推定であり、⁽¹⁶⁾ 「事実上の推定」と同様、「一応有利な証明」の作用をもっている。この点からいえば、「法律上の推定」も立証責任 (客観的な) の転換をもたらさないことになる。事実 Phipson は、「反証を許す法律上の推定」の主要な機能は、証拠提出の意味における (in the sense of adducing evidence) 立証責任 (burden of proof) が誰にあるかを決定することである⁽¹⁷⁾。Jones も、アメリカ法においてではあるが、「法律上の推定」(こゝでは特に「制定法上の推定」“statutory” presumption を指して)

る)の最低限度の法律上の効果は、推定がかかわっている個々の争点をささえる証拠の提出責任 (the burden of going forward with evidence) を転換することである⁽¹⁸⁾としている。しかし、Phipson は、「反証を許す法律上の推定」の典型的な場合である嫡出性 (legitimacy) の推定に関し、この推定は、蓋然性の単なる均衡 (mere balance of probabilities) によってではなく、強力な証拠の優越 (strong preponderance of evidence) によってのみ覆られる⁽¹⁹⁾といふ。また、結婚の有効性の推定に関し、それは、蓋然性の均衡に基き有効な結婚は存在しなかったことを示すに過ぎない証拠によっては論ぜざるべき⁽²⁰⁾と近時言われてきていることを指摘し、有効な結婚が存在しなかったことにつき、刑事訴訟における無罪の推定の場合と同様、合理的な疑いをさしはさませない程度に (beyond reasonable doubt) 確信せしめる証拠がなければならぬ⁽²⁰⁾としている。このような場合は、明らかに立証責任が転換されることにならう。

一口に、「法律上の推定」といっても、コモン・ロー上の推定の場合もあり、制定法上の推定の場合もある。しかも後者には、広く承認された普通法 (コモン・ロー) 上の推定の制定法による承認 (Sanction) の場合とそれ自身ユニークな場合とがある⁽²¹⁾。また、カリフォルニア訴訟法典 (The California Code of Procedure) のように、制定法の宣言により、いろいろな標準的な推定を列挙し、分類する、ある程度ユニークで野心的な労作の一例もある⁽²²⁾。

このようなことを考えあわせると、英米法においては、「事実上の推定」と「法律上の推定」との境界がかならずしも明確でないため、その対抗手段として、前者に対しては反証、後者に対しては本証でなければならぬと、一概に言い切れないように思われる。

Phipson によれば、「法律上の推定」と「事実上の推定」との差異は次のようになる⁽²³⁾。

- (1) 法律上の推定の効果は法律に由来し、事実上の推定の効果は論理に由来する。そして、前者の多くは、本質的論理的重みをもち、しかも、それは確かに後者に由来するが、重みをもたないものもある。したがって、公判に付された囚人が無罪であるという何らかの固有の蓋然性が存在するとみるのは困難である。
- (2) 法律上の推定は、その条件が一定で

均一的なある部類に妥当し、事実上の推定は、その条件が不定で変動する個々の事件に妥当する。したがって、七年間不在で消息不明であることが証明されると、いつでも死亡の推定がなされる。しかし、七年の間のある明確な時期における死亡を確定することが必要な場合は、その問題は、それぞれの特定事件において引用される証拠に基づいて決定されなければならない。(3) 法律上の推定は裁判所によってなされ、反対の証拠がなければ、その推定が有利に作用する側の当事者にとって終結的になる。事実上の推定は陪審によってなされる。陪審はこれを無視することができるが、なお有力な証拠であることに変わりはない。

しかしながら、これらの区別は、実務においては、たやすくあてはまらない。しかも、境界線が明白な場合でさえ、しばしば看過される。若干の裁判官やテキストの著者たちによって法律上の推定として考察されている推定が、別の人たちによっては、事実上の推定または法律上および事実上の混合推定として扱われている。実際、同じ裁判官たちが、同じ推定を、別の時点では、異なった範疇に属させていることも珍しくない。

- (3) 賀集唱・事実上の推定における心証の程度・民事訴訟雑誌14、兼子一・事実上の推定の本質と効果について・民事法研究1、
山田雅也・民事裁判における「推定」について、司法研究報告書第八輯第六号などによった。
- (4) Cross On Evidence, P. 101.
- (5) Cross, *ibid.*; Phipson, *op. cit.*, p. 914.
- (6) Saunders, *Words and Phrases*, p. 172.
- (7) Phipson, *op. cit.*, p. 913.
- (8) Phipson, *ibid.*
- (9) Saunders, *op. cit.*, p. 173.
- (10) Saunders, *ibid.*
- (11) Cross, *op. cit.*, pp. 22-23.

説

論

- (12) Cross, op. cit., p. 22.
- (13) Cross, op. cit., p. 22, p. 22 n. 3.
- (14) Cross, op. cit., p. 23.
- (15) Cross, *ibid.*
- (16) Saunders, op. cit., pp. 172-173 n.
- (17) Phipson, op. cit., p. 914.
- (18) Jones, op. cit., p. 23.
- (19) Phipson, op. cit., p. 915.
- (20) Phipson, op. cit., p. 917.
- (21) Jones, op. cit., p. 25.
- (22) Jones, op. cit., p. 25, n. 11.
- (23) Phipson, op. cit., p. 914.

三 事実推定則

事実推定則 (*res ipsa loquitur*) とは、⁽²⁴⁾「もともと、事件自体から明らかである (the transaction speaks for itself, tells its own story)」⁽²⁵⁾ という意味であるが、⁽²⁶⁾ 英米における *leading case* では、次のように説明されている。

まず、イギリスでは、*Scott v. The London Dock Co.* (1865) における判決がそれである。すなわち、「その物が被告もしくはその使用人の管理下にあるということが証明され、かつ、その事故が、事物の通常の経過において、管理をしている者が適切な注意を払えば起らないような場合に、被告による釈明がなされなるときは、その事故は注意の欠缺によって引き起されたということが合理的な証拠を提供する。」⁽²⁶⁾ と。

次に、アメリカでは、*Sweeney v Erving* 事件における判決がそれである。すなわち、「損害の原因となった事件の事情が、屋敷内において注意義務を負担させられている当事者により十分な注意が払われていたならば、誤って起った事態は起らずにすんだであろうという合理的な推理の根拠を提供する性質のものである場合には」、被告の過失は何らの説明なしに推理されてさしつかえないと⁽²⁷⁾。これは、前記の有名なイギリスの事件における所論に実質上適合し、他に引用されている事件にもあらわれているように、アメリカの裁判所によって一般的に継受されている⁽²⁸⁾。

この原則は、事実上の推定法則の範疇に属し（*res ipsa loquitur as a presumption of fact*）⁽²⁹⁾ 過失による不法行為（*tort of negligence*）との関連ではほとんどしばしば用いられ、不法行為法（*the law of torts*）の分野で発展させられた。したがって *prima facie evidence* より狭い概念であるといつてよいであろう。ドイツでは、*Ansheinsbeweis* も *prima facie-Beweis* もほぼ同じ意味内容で論ぜられており、英米法のいわゆる *res ipsa loquitur* に近⁽³¹⁾。

この原則が具体的に問題になるのは、交通事故、航空機事故、医療過誤、びん詰飲料の爆発事故、落下物による怪我、娯楽施設や電気器具による事故等で枚挙にいとまがないほど多いが、この原則が具体的に適用されるための要件としては、次のようなものが考えられる。

(1) 誰かの過失がなければ、通常起らない種類の事故であること。 (2) 被告の排他的（独占的）管理下にある行為（*agency*）または手段（*instrumentality*）によって引き起されたこと。 (3) その事故は、原告の側の如何なる故意行為のせいでもなかったこと。また、この原則を支える基本となる基礎事実が情況証拠によって確証され得ること⁽³²⁾。

被告の管理もしくは管理責任（*control or responsibility for control*）の下にあるということは、証拠が特に被告の知識の中にあるか、または、原告よりも被告の方がたやすく証拠を入手できるということを意味している。したがって、原告が十分な知識をもち、損害の原因となった特定の過失行為を証明するにつき、直接証拠があり、その事故に伴うすべての事実および事情が明白に現れている場合は、当然のことながら、この原則は適用され⁽³³⁾ない。この原則の目的は、通常、過失

がなければ起らなかったであろう災難の原因となったものにつき証明が役立たない場合に、「一応有利な過失事件 (prima facie case of negligence) を確定すること」である。⁽³⁴⁾したがって、このような事件では、事故の事実がまさに「一応有利な証拠」に外ならないのである (Lord Justice, Pickford)。⁽³⁵⁾

この原則が適用される事件において、立証責任 (burden of proof) への影響度合 (incidence) はどうなっているであろうか。事実推定則を「事実上の推定」視する立場、「法律上の推定」視する立場および persuasive presumption とみる立場があり、それぞれ、立証の負担 (evidential burden) のとらえ方に微妙な差異を示している。⁽³⁶⁾しかし、事実推定則の適用は一般原則に変更をきたすことはなく、したがって立証責任は転換されないが、事実推定則の適用から生ずる過失の推定は、いわゆる「証拠提出責任」 (the burden of producing evidence, that is, of going forward with the evidence) を被告に負担させるというのが多数説⁽³⁷⁾のようである。

なお、Australia では、事実推定則 (the doctrine of res ipsa loquitur) は、自己の事件の証明責任または確証責任は常に原告にあるという一般的法原則を変更するものではなく、争点につき原告によって証明された事件または事情だけで過失が合理的に推理できる十分な証拠 (sufficient evidence) であることを意味するものである⁽³⁸⁾とされる。

- (24) Jones, op. cit., p. 42.
- (25) Saunders, op. cit., p. 315.
- (26) Cross, op. cit., p. 125.
- (27) Jones, op. cit., p. 43.
- (28) Jones, ibid., n. 8.
- (29) Cross, op. cit., p. 126.
- (30) Cross, op. cit., pp. 125-128 ; Saunders, op. cit., p. 315 ; Phipson, op. cit., pp. 54-56 ; Jones, op. cit., pp. 42-53 .
- (31) Lent-Jaernig, aaO, S. 155f. ; Rosenberg, aaO, S. 566 ff.

- (32) Jones, op. cit., Supplement §20 p. 43 n. 8. (p. 11)
- (33) Jones, op. cit., p. 52.
- (34) Jones, op. cit., Supp. p. 11.
- (35) Saunders, op. cit., p. 315.
- (36) Cross, op. cit., pp. 126-127.
- (37) Jones, op. cit., p. 402 ; Phipson, op. cit., p. 55.
- (38) Saunders, op. cit., p. 315.

四 結 び

推定理論を十分に論ずるには、単に、推定 (presumption) の分野だけでなく、立証責任 (burden of proof) やいわゆる関連性 (relevancy) その他の分野まで論及し、その相互関係を明らかにするとともに、日独法と英米法とのつながりを更に深く追究する必要がある。この小論では、いずれも不徹底に終り、あるいは重大な過誤を犯しているやに思われる。英米法における推定の部門殊に事実推定則の分野における判例の集積はほう大なものになり、その理解はもとより涉獵すら困難になりつつある。同様のことが独法にもあてはまるように思う。

本稿では、「法律上の推定」と「事実上の推定」との関係をはなめるにあたって、その境界線があいまいな英米法を中心にこれを論じ、主として prima facie evidence を軸に、立証責任への影響を考えてみた。burden of proof; the burden of going forward with evidence, burden of adducing evidence; evidential burden など概念の異なる用語も概括的な把握だけに留まり、その機能の差異や弁論主義との関係などをほりさげて考察する時間的余裕をもち得なかった。

判例法主義という異なった法原理によって運営されている反面、制定法 (statute) の領域も年々広がっており、一口に、

説

presumption of law とか statutory presumption といつても、その実体を的確に把握することは容易でない。

独法においても、*res ipsa loquitur* とその基盤を共通にする *Anshensbeweis* od. *prima facie-Beweis* が、損害賠償法の領域を中心に発展させられている。判例も、ドイツ大審院および連邦裁判所を通じかなり出ているようである。⁽³⁹⁾ しかし英米法に比べ、ドイツにおいては、なお証拠法の分野は未開拓だといえよう。

(39) Bernhard, Das Zivilprozessrecht, 3. Aufl., S. 151f.